

## 告 示

### 埼玉県告示第九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人東松山ペレーニアスポーツクラブ

二 代表者の氏名

小室 守

三 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字正代九百十一番地一

四 更新後の認定の有効期間

令和五年十二月十四日から令和十年十二月十三日まで